

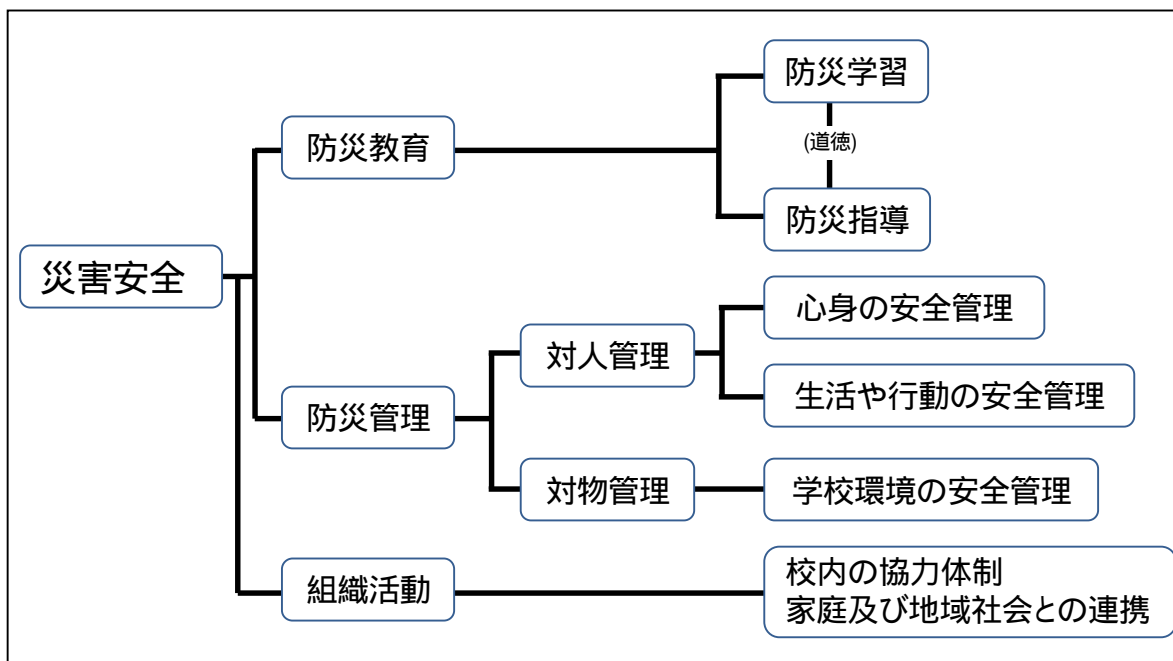
第1節 災害安全に関する安全教育（防災教育）

学校における防災教育は災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育の意味も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域社会と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進することも重要である。

1 災害安全の構造図



2 防災教育のねらい

防災教育は様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。したがって、防災教育のねらいは、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文科省、2010)に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童生徒等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害に遭った児童生徒等がいた。

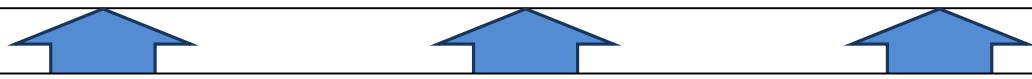
自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を一人一人に身に付けさせることが極めて重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性(正常化の偏見(バイアス))があることにも注意が必要である。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されており、このことは、学校における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながるのである。

これらの防災教育として必要な知識や能力等を児童生徒等に身に付けさせるためには、その発達の段階に応じた系統的な指導が必要である。

【発達の段階に応じた防災教育】

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)



高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

- | | | |
|--|---|---|
| <p>ア 知識、思考・判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。 |
|--|---|---|

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

- | | | |
|--|---|--|
| <p>ア 知識、思考・判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のメカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。 ・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。 ・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。 |
|--|---|--|

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

- | | | |
|---|---|--|
| <p>ア 知識、思考・判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。 ・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる | <p>ウ 社会貢献、支援者の基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。 |
|---|---|--|

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

- | | | |
|---|---|--|
| <p>ア 知識、思考・判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の話や指示を注意して聞き理解する。 ・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。 ・きまりの大切さが分かる。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。 ・危険な状況を見付けた時、身近な大人にすぐ知らせる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。 ・友達と協力して活動に取り組む。 |
|---|---|--|

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

3 防災教育推進上の留意点

防災教育には災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然は人間に対して多くの恩恵を与えていることも忘れてはならない。

自然と人間との関わりは、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、修学旅行などの学校行事、その他の特別活動など、様々な教育活動を通して学ぶことができる。このような機会を利用して、自然は人間にとっていつも都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒等が意識するようになることを期待したい。

自然災害についての教育は自然と人間との関係を考える点で環境教育とも大いに関連している。また、自然災害による被害は発展途上国で大きくなりやすく、国際理解教育等とも関連して取り扱うことも考えられる。例えば、治水・利水等については、日本だけでなく、稲作農業を中心とする東アジア全体の課題でもある。また、地震、津波や火山活動によって生じる災害は環太平洋の国々にとっても共通の関心事である。日本は戦後、膨大なエネルギーと費用をかけ、治水事業に取り組んできた。その成果として洪水による被害は激減することになった。しかし、逆に、これが、大人も含めて水害の危険性を有する河川に対する認識の弱さにつながる可能性もある。自然災害や防災を考えるためには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えた教育の展開も望まれる。

また、道徳教育とも関連して、中等教育段階で自然に対する「美しさ」、「感動」さらには「畏れ」を知ることは、人間の環境へのはたらきかけとともに、自分の生き方を考えるきっかけになるとも言える。

4 家庭、地域社会と連携した指導の機会

学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に適切に対応できる能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

活動例

- ・ 家庭における家族会議
- ・ 緊急地震速報放送時の訓練
- ・ 災害時伝言ダイヤルの利用体験
- ・ 防災センター等における体験学習の実施
- ・ 地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験学習
- ・ 地域と学校の合同防災避難訓練の実施等

さらに、児童生徒等が地域の一員として役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童生徒等の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

5 防災教育に関する指導計画の作成にあたっての配慮事項

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を相互に関連付けるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
例えば、各教科等の知識、思考・判断や態度を習得する学習を、道徳の時間、特別活動の自主的、実践的な学習、総合的な学習の時間の教科等の枠を超えた学習と関連付けたりするなどが考えられる。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための指導計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性をもたせることが必要である。その際には、「朝の会」や「帰りの会」などにおける指導を活用することも考えられる。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、津波など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるように配慮する。

また、学級（ホームルーム）活動等との関連を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生のメカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。

なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。

- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど、地域と一体となった防災教育を検討する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は保護者参観等の機会をとらえ、学校安全（防災）に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するよう促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し、実施する。
- (12) 学校は防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力が身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。
また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用することも考えられる。

6 避難訓練

避難訓練は、災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行われるよう、次のような点に留意する必要がある。

(1) 「揺れたら」(初期対応)の訓練

地震発生時の基本行動

どこにいても、どのような状況でも

「上からものが落ちてこない」

「横からものが倒れてこない」

「ものが移動してこない」 場所に素早く身を寄せて安全を確保する

教師の指示を待たずに、

児童生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教師自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか校舎内の非構造部材について把握しておくことが必要である。突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から探す訓練から始めることが大切である。また、耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低く、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険である。

緊急地震速報の報知音を利用した訓練でも基本行動は同様である。緊急地震速報は、テレビ、携帯電話、公共施設、公共交通機関などでの導入が進んでおり、児童生徒等が学校管理外にいる場合でも避難行動に有効であることから、訓練に取り入れることを考えることが必要である。

(2) 「揺れが収まったら」(二次対応)の訓練

各学校では、考えられる二次災害について洗い出し、その対応に応じた訓練が必要である。

特に、津波の危険がある地域では、地震動を感知した場合はもとより、地震動を感知しなくても津波が到達することもあり得ることから、校内高所、校外高台等への避難訓練が必要である。

この場合、地震動による避難経路の破損、交通状況によりあらかじめ定めておいた避難経路が使えなくなる可能性もあり、複数の経路を設定しておくことが必要である。

地域によっては、地震発生後から津波が到達するまでの時間が短いところもあり、訓練によって避難が完了するまでの時間を測定し、データとすることはとても重要である。

また訓練によって明らかになった課題は、改善・改良を図ることによって実践的なマニュアルとなる。

さらに、東日本大震災では、貯水池が決壊したり土砂災害が発生した例もあり、津波以外でも学校周辺の立地状況に注意し、二次災害を想定した訓練が必要である。

(3) 避難訓練実施上の留意点

避難訓練の実施時期については、毎年同じになりがちである。実施の時期や回数は、年間を通して、季節や社会的行事等との関連、地域の実態を考慮して決定する。学校全体でなく、学級単位や部活動単位で実施することや、地域・家庭と連携して実施することも考えられる。

また、休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、いかなる場合にも安全に対処できるようにすることが望まれる。

なお、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について、全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練が必要である。

いろいろな避難訓練

地震に対する避難訓練	
緊急地震速報に対応する訓練	<p>緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。</p> <p>担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要である。</p>
地震動を感知し、身の安全を守る訓練	<p>わずかな揺れを感知した時点で緊急地震速報受信時と同じように、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。</p> <p>教室では「机の下にもぐって、机の脚をしっかりとつかむ」行動訓練ができるが、机がない場所にいる場合（移動教室時）や、休み時間なども想定した訓練が必要である。</p>
地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練	<p>耐震化された校舎では、地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられる。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられる。</p> <p>これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。</p> <p>屋外の運動場等に集合する訓練だけでなく、運動場が液状化で使用不能な状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要である。また、季節や天候による適切な場所の設定についても考えておくことが必要である。</p>

<p>保護者への 引き渡し訓練</p>	<p>児童生徒等が在校中に災害が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。</p> <p>保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練をしたり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられる。</p>
<p>地震後の災害に対する避難訓練</p>	
<p>津波に対する 避難訓練</p>	<p>津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要である。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならない。</p> <p>一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。学校付近の高台、津波避難ビルまでの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうか判断しておくことも必要である。</p> <p>また、学校付近に適切な場所がない場合には、学校の設置者とその対策について協議し、対応策を決めておくことが求められる。</p> <p>さらに、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教師の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度をはぐくむ指導も重要である。</p>
<p>火災に対する 避難訓練</p>	<p>地震発生後の二次災害としては、火災も考えられる。消防署への通報、避難誘導、初期消火、非常時持ち出し品の搬出等、同時に行わなければならない対応が考えられ、児童生徒等の避難訓練と併せ、教職員の訓練も必要である。</p> <p>避難時には、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが求められる。地震による危険物も考慮しなければならない。単に、火災の避難訓練として行うのではなく、地震後の発生を想定し、避難経路や集合場所について検討しておくことが必要である。</p>

(4) 教科・領域と関連させた避難訓練

学級(ホームルーム)活動や体育・保健体育等との関連を図って事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練実施後には、反省事項等についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮することが大切である。

第2節 災害安全に関する安全管理（防災管理）

自然災害等発生に備えた防災管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。

なお、防災管理を行うに当たっては、学校が所在する市町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の避難所に指定されている場合の対応等についても十分協議・検討し対策を講じておく必要がある。さらに、避難所となった場合の、校内の使用場所についての一応の優先順位を、教育委員会等と十分協議するとともに、衛生管理にも配慮した安全管理について検討しておく。

一方、防災施設や設備の誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防災扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

火災、地震、津波、風水（雪）害、原子力災害、火山活動などが発生した場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、防災のための組織を確立する。

安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、自然災害等発生時には、冷静に的確に指示を行う。

特に、津波発生に備え、あらかじめ複数の避難先及び避難経路を設定し、また、発生時に状況に応じて冷静に的確な指示を行うことができるよう、対策を講じておく必要がある。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく必要がある。

1 災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）

（1）学校の立地環境と予測される災害

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もある。

各自治体がハザードマップなどを作成し、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、火山などに分けて、過去に発生した災害状況、河川の氾濫や高潮、津波による浸水想定区域、土砂崩れの危険箇所、火砕流等の災害に関する資料を備えているところもあり、学校においても積極的に利用することが望まれる。その際、資料はあくまでも過去のデータに基づいたものであり、それを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

（2）施設・設備等の安全点検及び改善措置

学校等は、児童生徒等の学習の場として、また、集団生活の場として常に安全な環境でなければならない。そのために、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれが大きく、同震災では天井材等の落下により生徒が負傷する事態が生じたことなどから、文部科学省では、平成25年に「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」を作成し、全国の教育委員会等に配布することとしている。点検チェック項目等を踏まえて教育委員会等が実施した点検結果を学校も共有し、施設の安全性について校内で共有しておくことが必要である。

学校安全計画に基づいて毎学期1回以上実施する定期の安全点検では、対象が多岐にわたるため、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。また、災害発生が予測されるような場合には、臨時的に点検を行うことも考えられる。さらに、児童生徒等が日常的に使用する箇所についてはその使用前に点検を行い安全な環境の確保に努めなければならない。

(3) 情報連絡体制の整備

災害時又は災害が発生する恐れがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話などの通信手段が利用できなくなることがあるため、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。

なお、電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備しておくことが必要である。その際、保護者、職員、関係団体の担当者のメールアドレス等を事前に登録しておくことが望ましい。

特に児童生徒等の下校や引き渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中(休日・夜間等)に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、もしくは避難勧告等が発令された場合の登校についても同様に基本パターンを決めて保護者に周知する。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、危機管理マニュアルに連絡先と連絡内容等を盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

(4) 非常用物資の備蓄管理

学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。

また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄または調達する方法を考えておく必要がある。

(5) 災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備

各学校においては、災害の発生、又は発生のおそれがある場合において、学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危機管理マニュアル」を作成することとされている。

学校及び周辺で起こりうる様々な災害について、様々な場面・状況（授業中、休憩時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保、防火・防災体制および保護者への連絡体制を整えると共に、その内容を保護者に対しても周知しておくことが必要である。

災害発生時には、学校防災本部等を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためは、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。

教職員の出張や休日中の非常配備の場合などでは、あらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、当初人数が少ない場合には複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておくことが必要である。

避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体や自主防災組織等と話し合い、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、施設の使用制限について等）に関して確認しておく。その際、学校に教職員が不在の時間帯に起こる災害に対しては、地域住民が避難所を開設できる体制を整備しておく必要がある。

実際に災害が起こっている最中に「危機管理マニュアル」を確認する余裕はない。

事前に「危機管理マニュアル」に基づいた訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。

避難の際に必要な物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやAED、その他の非常持ち出し物等）は、すぐに携行できるようにカゴ等に入れて準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に周知できるよう体制を整えておく。

2 災害発生時の対応（発生時の危機管理）

自然災害などが発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関係機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置する。

災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

なお、大規模災害や傷病者が多数出た場合は、必要に応じて、災害発生直後の事故現場に、急性期（概ね4～8時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）が派遣される。 **参照 P194**

また、緊急に搬送しなければならない傷病者に対しては、防災ヘリが出動する場合もある。

（1）基本的な対応例

初期対応（児童生徒等の安全確保、災害初期情報収集、安全確認、避難指示）

- ・火災や地震などは突然起こることから事前の対応は難しいが、風水害や火山災害では事前の予測がある程度可能な場合があり、気象情報等や噴火警報を確認することによって、早めに対策を講じることができる。
- ・災害の種類に応じて、身を守るための適切な指示を行い、児童生徒等の安全を確保する。

授業中においては、教職員が児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。
 （火気使用中であれば消火の指示、実験中であれば危険回避の指示）
 休憩中や放課後など教職員と児童生徒等が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。

- ・ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する（災害の内容や規模、地域の被害状況等）。
- ・避難経路の安全確認を行い、避難が必要な場合は避難指示を出す。

避難（安全な避難、人員確認、携行物品）

- ・集団で素早い行動がとれるよう全体を掌握する。
- ・教職員の誘導により児童生徒等を安全な場所に避難させる。
 その際、防災ずきんやヘルメット、防寒具等、避難時に身に付けるものについて指示を出し、落ち着いて、素早く安全に避難できるように配慮する。
- ・非常持出し物（避難先で必要となる物品等）を運搬する。
- ・校内を巡回して残留者の有無を確認する。
- ・避難場所で人員確認と安否確認（残留者の有無確認）を行い、行方不明者がいる場合は捜索や救出救助を行う。
- ・避難場所や周囲の安全点検を行い、必要があれば二次避難、三次避難を行う。

応急手当（けがへの対応、心肺蘇生とAED、心理的なケア）

- ・災害時には、負傷者の確認と応急手当を行う。
負傷者が多数いる場合は、養護教諭を中心に、複数の職員で対応にあたる。
- ・心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにAEDがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する。
- ・児童生徒等の不安への対応を行う。

二次対応（災害情報収集、二次避難、被災状況把握、管理下外の児童生徒等の安否確認）

- ・引き続きラジオ、テレビ、インターネット等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる。
- ・校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒等の校舎内外への移動が可能か判断する。
- ・学校管理下外の児童生徒等の安否確認を行う。（欠席、早退、休日・夜間等）

事後対応（報告・連絡、下校・引き渡し、避難所対応）

(ア)報告・連絡

- ・教育委員会への連絡を行う。
（被害の状況、学校内外の状況、指導事項の確認、その情報収集、状況に応じて臨時休校の措置）
- ・消防、警察、医療機関等への連絡を行う。（関係機関連絡一覧表を作成し、発生時に携行する）
- ・外部との連絡窓口を一本化して対応する。（保護者等からの問い合わせ、マスコミ対応など）

(イ)下校・引き渡し **参照 P79・P80**

- ・大規模な災害発生時には、通信手段が途絶したり、交通機関が麻痺する場合がある。
保護者と連絡が取れない場合や通学路の安全が確認できない場合などについて、引き渡しや待機の判断に関し、学校と保護者との間で事前にルールを決めておく。

(ウ)避難所対応 **参照 P100・P101**

- ・避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域住民と施設管理者の協力を得て行われる。休日・夜間等に災害が発生した場合は、教職員等が学校に到着する前に被災者が学校に避難してくることも考えられ、地域住民の主体的な開設や運営ができる体制作りが求められる。

留意点（児童生徒等への事前指導など）

- ・情報収集に当たっては、情報の正確性に留意する。
- ・災害時に、教職員や保護者が必ず児童生徒等の身近にいられるとは限らないので、災害時に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるように、事前に指導しておくことが大切である。その際は、例えば家で地震に遭ったらどこに隠れるか、通学路上で竜巻が起こったらどこに避難するかなど、具体的に指導していくことが求められる。
- ・校外学習中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況もあること、また、児童生徒等が個人又はグループで分散していることなどを踏まえ、児童生徒等があらかじめ示された対応や主体的な判断による避難行動ができるよう事前学習の中で指導しておくことが必要である。

(2) 生活の場面ごとの対応例

① 登下校中（徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関、ほか）

- ・学校に避難してきた児童生徒等を保護し、安全を確保する。
- ・教職員は、災害の状況を把握して安全を確認した上で、できるだけ早く登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。通学路の途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携して当たる。

② 校外活動中（遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動）

- ・携帯ラジオ等で災害の情報収集を行う。（災害が起こったとき、又は起こりそうなとき）
- ・あらかじめ決めていた最寄りの安全な場所に、児童生徒等を避難させる。（早めの判断）
- ・公共の交通機関や施設内では、係員等の指示に従って行動するよう指導しておく。
- ・負傷者の確認と応急手当、医療機関等への搬送等の対応を行う。
- ・児童生徒等の不安に対する対応を行う。
- ・学校と連絡を取り、児童生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

③ 休日・夜間

- ・配備基準に基づき学校へ参集する。
- ・参集した教職員で役割を分担し、学校の被害状況確認、児童生徒等及びその家族、教職員等の安否確認等を行う。
- ・翌日以降の予定と留意事項等について児童生徒等に連絡する。

3 災害別の対応

(1) 火災発生時の対応

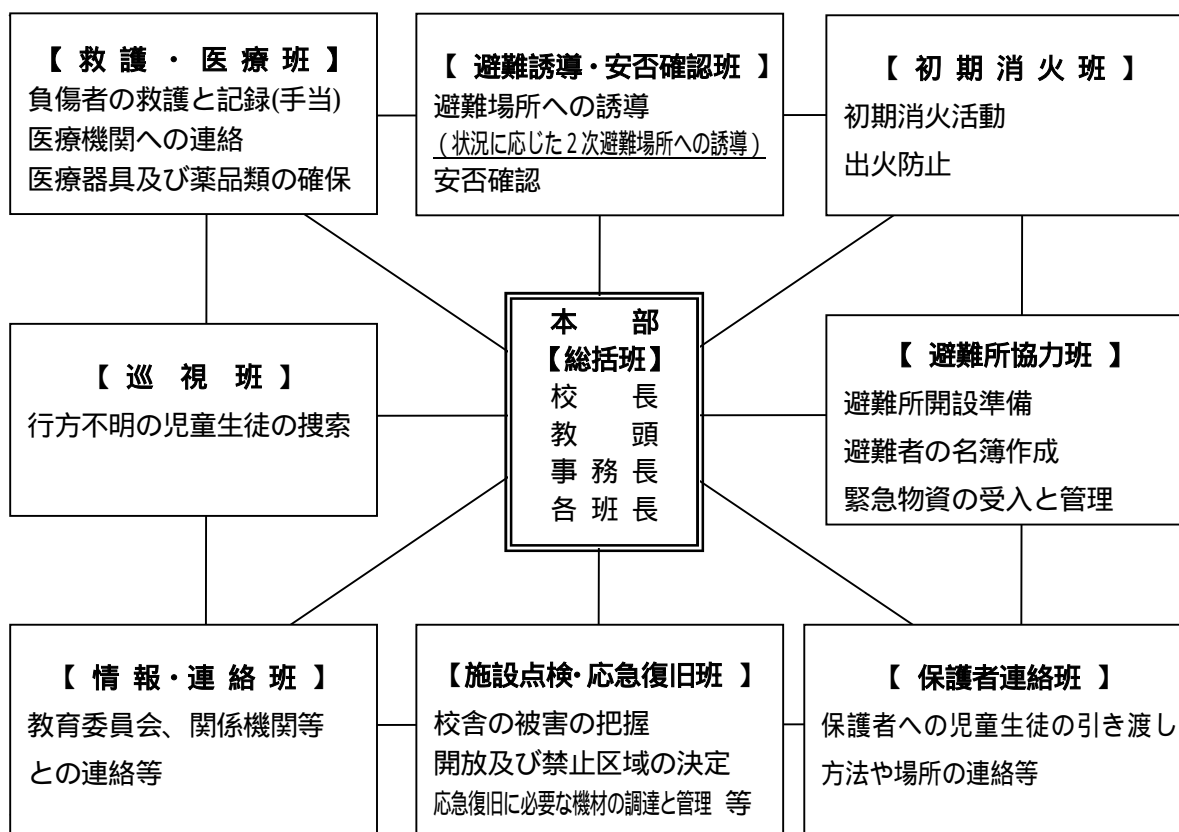
- ・学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や児童生徒等に声や火災報知器で周囲に火災発生を伝えるとともに、出火場所と状況を職員室(本部)に伝える。
- ・可能ならば初期消火を試み、併せて、消防署(119番)・警察署(110番)へも通報する。
- ・児童生徒等に対して、動揺を抑え、安全に避難させる。
- ・負傷者がいれば、直ちに火災場所から搬出し、応急手当を行う。
- ・防火体制としては、例えば、防災本部を設け、初期消火、通報連絡、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく。
- ・避難は、火災の状況に応じて「水に濡らしたタオルで口を押さえながら、低い姿勢で逃げる」などの的確な指示を行い、迅速かつ安全に行う。
- ・避難に際しては、校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。
- ・校内の防災本部では、刻々変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう、的確に指示を行う。

(2) 地震、津波発生時の対応

地震災害に係る体制例

県(市町)内に地震が発生した場合			
基準	震度3の地震発生 又は 津波注意報の発表	震度4～5弱の地震発生 又は 津波警報の発表	震度5強以上の地震発生 又は 津波災害の発生
体制	注意配備 (情報収集、諸連絡に備える)	警戒配備 (学校災害対策本部設置に備える)	学校災害対策本部 (学校災害対策本部の設置)
動員	校長、教頭、事務長等	校長、教頭、事務長、主任、 学校安全委員等	全教職員

学校災害対策本部の設置例



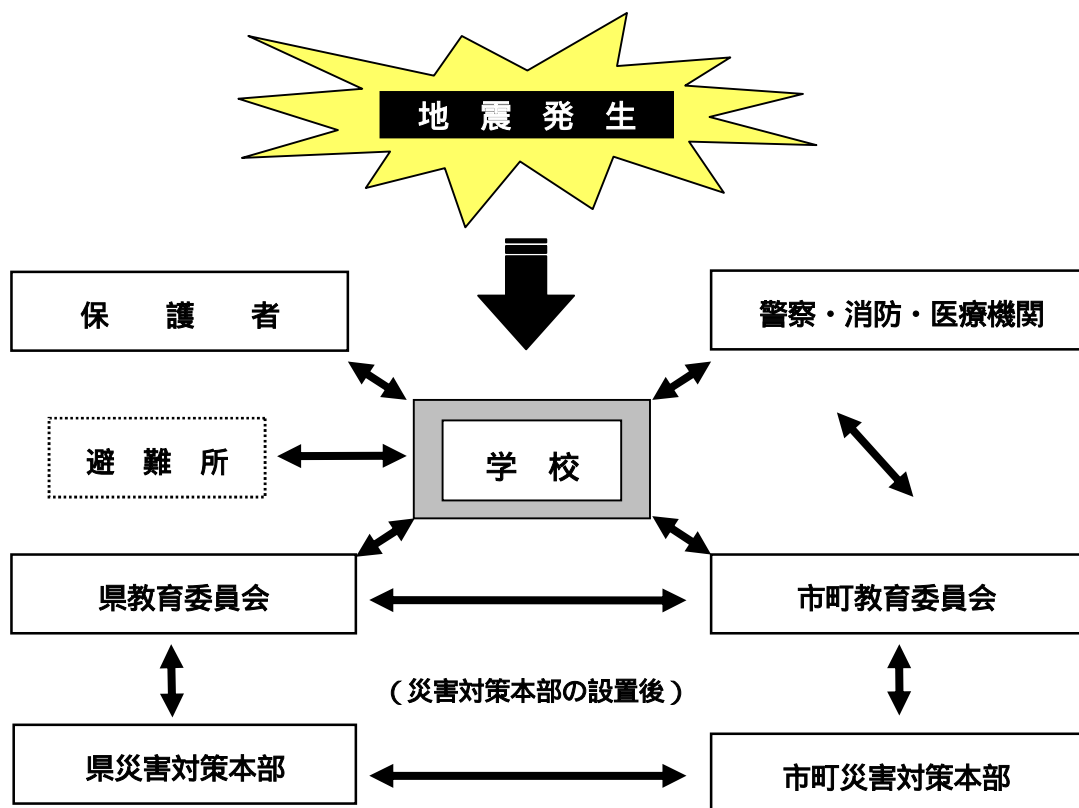
【学校が避難所に指定されている場合】
 児童生徒の安否確認を最優先とするが、学校に避難してきた住民の誘導や案内等を行う担当を決めておく。

学校災害対策本部の具体的対応例

【 班 】	【 対 応 例 】	【 準 備 物 】
総 括	各班との連絡 非常持ち出し書類の搬出保管 児童生徒の安否情報 校舎の被災状況の把握 記録日誌・報告書の作成 校内放送等による連絡・指示 教育委員会や関係機関との連絡調整 応急対策の決定 保護者、親類、知人等からの照会に対する対応 外部対応（対応窓口の一本化） 情報収集	緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話 パソコン 等
救護・医療	児童生徒等及び教職員の救出・救命 負傷者の保護・応急手当 応急処置等の記録 医療機関への連絡 医療器具・薬品類の確保 学校施設内のチェック	応急手当備品 健康カード 水 毛布 防災マスク ヘルメット スコップ 毛布 革手袋 のこぎり バール 斧 担架 AED 等
避難誘導 安否確認	児童生徒等及び教職員の安否確認 避難の必要性を判断 安全な避難経路で避難場所への誘導 下校指導及び待機児童生徒等の掌握・記録 津波が予想される場合の再避難 救護・医療班との連携（負傷者がいる場合）	クラスの出席簿 学校敷地図 学校周辺図 携帯電話 パソコン 等
初期消火	初期消火 出火防止 避難、救助活動等の支援	消火器 手袋 ヘルメット 等
巡 視	行方不明の児童生徒等の搜索、本部への報告	行方不明者記入用紙 等
保護者連絡	児童生徒の引き渡し方法・引き渡し場所等についての連絡 学校で児童生徒を保護する場合の連絡	引き渡しカード 集合場所クラス配置図 出席簿 等
情報・連絡	マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波などの 二次災害の危険性情報の把握 地 域：危険箇所・本部等関係機関との連絡 被害の状況、指導事項の確認、その他の情報収集	被害調査票 携帯電話 パソコン 等
施設点検 応急復旧	校舎内避難、避難所開設等のための外観上の被害状況の把握と 安全確認 【 外観上の安全確認の基準として考えられる内容 】 建物全体の傾斜 柱の座屈 壁の崩壊や 字の亀裂 窓や窓ガラスの破損状況 渡り廊下本体の損傷 仕切り壁・掲示板・建具、天井板・蛍光灯などの落下物 校舎との接続部分の損傷 運動場の地割れの状況 石垣の崩れ コンクリート塀の倒壊や亀裂 (施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気、ガス、水道、電話の被害確認) 危険箇所の周知、立ち入り禁止等の措置 応急復旧に必要な機材の調達と管理 避難場所の安全確認	ヘルメット ラジオ スコップ バール のこぎり 手袋 構内図 ロープ 標識 バリケード 被害調査票 携帯電話 等
避難所協力	避難者の名簿作成 緊急物資の受入と管理 ボランティアの受入 市町及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	マスターキー バリケード ラジオ ロープ テープ 校内配置図 パソコン バッテリー(蓄電池) 等

地震発生時の関係機関への連絡体制

(7)連絡体制

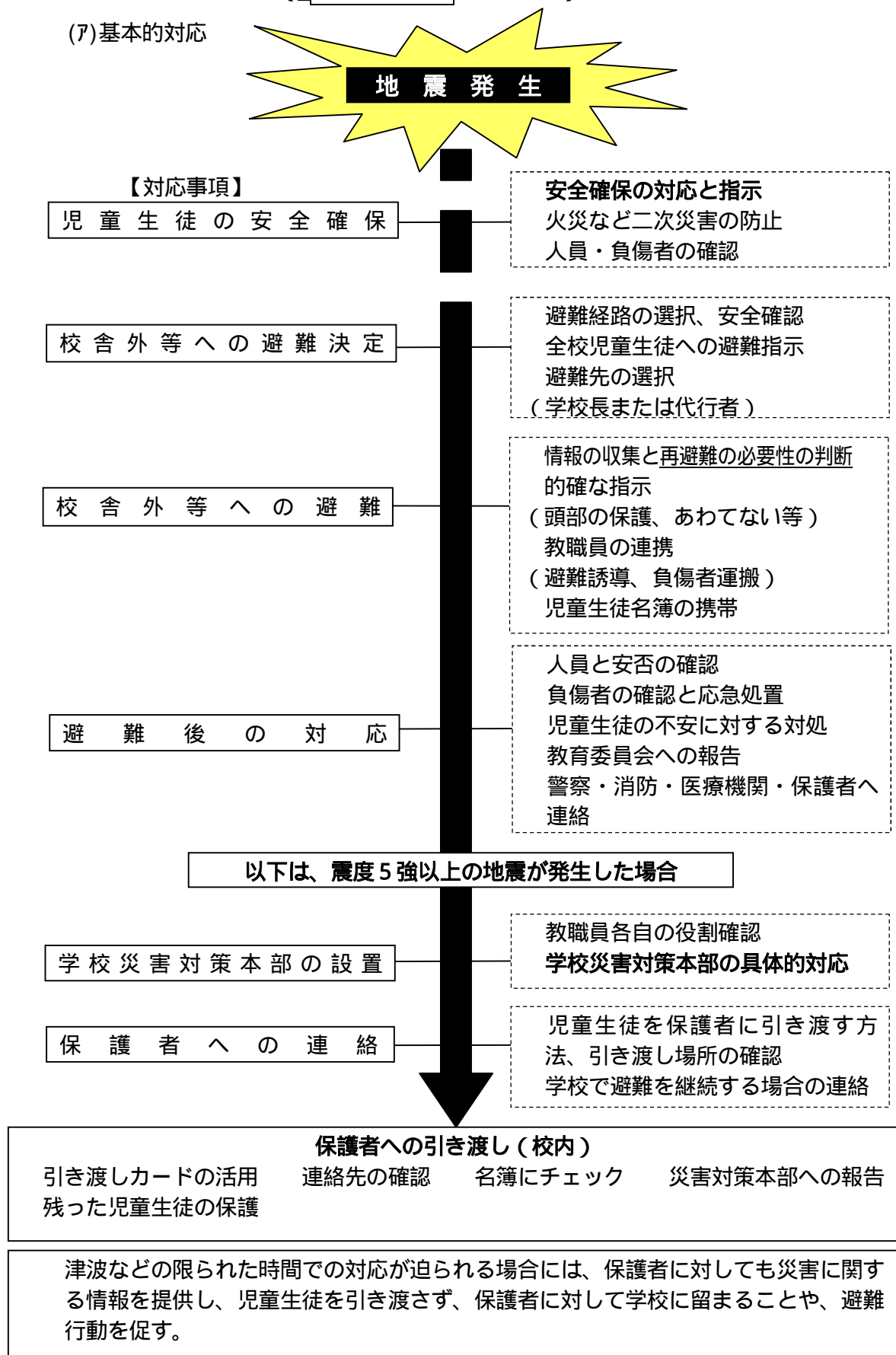


(1)関係機関等への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
県教育委員会 市町教育委員会 教育事務所	児童生徒の避難状況 児童生徒及び職員の被災状況 学校の被災状況	電 話 インターネット I P 電 話 メ ー ル 防 災 無 線 文 書 有 線 放 送 伝 令 (自転車・自 動二輪車な ど) 等
警 察 署	通学路の安全確保、 盗難に対する警戒警備等の要請、 校舎の被害状況や児童生徒の負傷状況	
消 防 署	救急救助の要請、火災発生状況、消火要請	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者、P T A	残留児童生徒の保護方法、児童生徒の引き渡し方法、 児童生徒の引き渡し場所、帰宅方法、緊急連絡事項、 通学路安全確保への協力要請	
医 療 機 関	受け入れ要請、児童生徒の被災状況、治療状況の確認	

地震発生時の対応（校内活動時の対応例）

(ア) 基本的対応



(1)安全確保の対応と指示

ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。

教師の指示を待たずに児童生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練をすることが大切である。

場 所	教職員の対応	児童生徒への指示
普 通 教 室	児童生徒の安全を確保するよう的確に指示する (頭部の保護) (窓や壁から離れる) 児童生徒の人員を確認する 周囲の安全を確認する 児童生徒を落ち着かせる 余震に備える (避難経路の確認及び避難指示は職員室で待機中の教職員が行う)	机の下にもぐり、机の足を持つ
理 科 室		薬品棚等の倒壊に備えて机の下にもぐる 火気使用中であれば、消火の指示 有毒ガス発生の恐れがある場合はハンカチを鼻や口にあてる
調 理 実 習 室		用具棚や冷蔵庫等の倒壊に備えて机の下にもぐる 火気使用中であれば、消火ガスへの引火に留意し、速やかに避難する
コ ン プ ュ ー タ 室		ディスプレイ等の倒壊や飛び出しに留意し、机の下にもぐる
体 育 館		天井や窓、壁からの落下物に注意しながら、体を低くする
運 動 場		建物から離れ、中央に集合させ、体を低くする
プ ー ル		速やかにプールのふちに移動させ、ふちをつかむ 揺れがおさまれば、すばやくプールから出る 安全な場所へ避難する (靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)

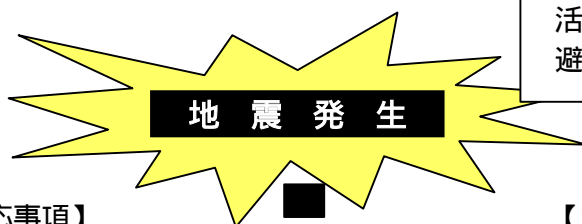
(ウ) 教職員と児童生徒が離れている場合の対応 (休み時間、放課後、部活動 等)

分散して校舎内を巡回し、児童生徒の安全を確保する
 校舎外にいる児童生徒の人員を確認する
 本部の避難指示を受け、児童生徒をより安全な場所へ誘導する
 負傷者がいる場合は、応急手当を施す

地震発生時の対応 (校外活動時 の対応例)

(7) 基本的対応

見学施設等の下見時
活動場所・移動経路上での
避難経路・避難場所の確認



【対応事項】

【留意点】

児童生徒の安全確保

正確な状況の把握
的確な指示
(落下物、倒壊物への注意)
電車、バス等に乗車中は、乗務員の
指示に従う

近くの避難場所へ避難

避難場所、救護施設がない場合、関係機関から情報を入手し対応
(複数の避難経路、避難場所の確保)
施設管理者等の指示に従う
海岸での津波、山中での崖崩れ、落石に注意
人員の確認
負傷者への応急手当
児童生徒の不安への対処
活動地の関係機関へ救援要請

学校等への連絡

学校へ状況報告と学校長の指示を受けての対応
教育委員会へ連絡・報告(学校)
保護者へ連絡(学校)
活動地の関係機関へ救援要請

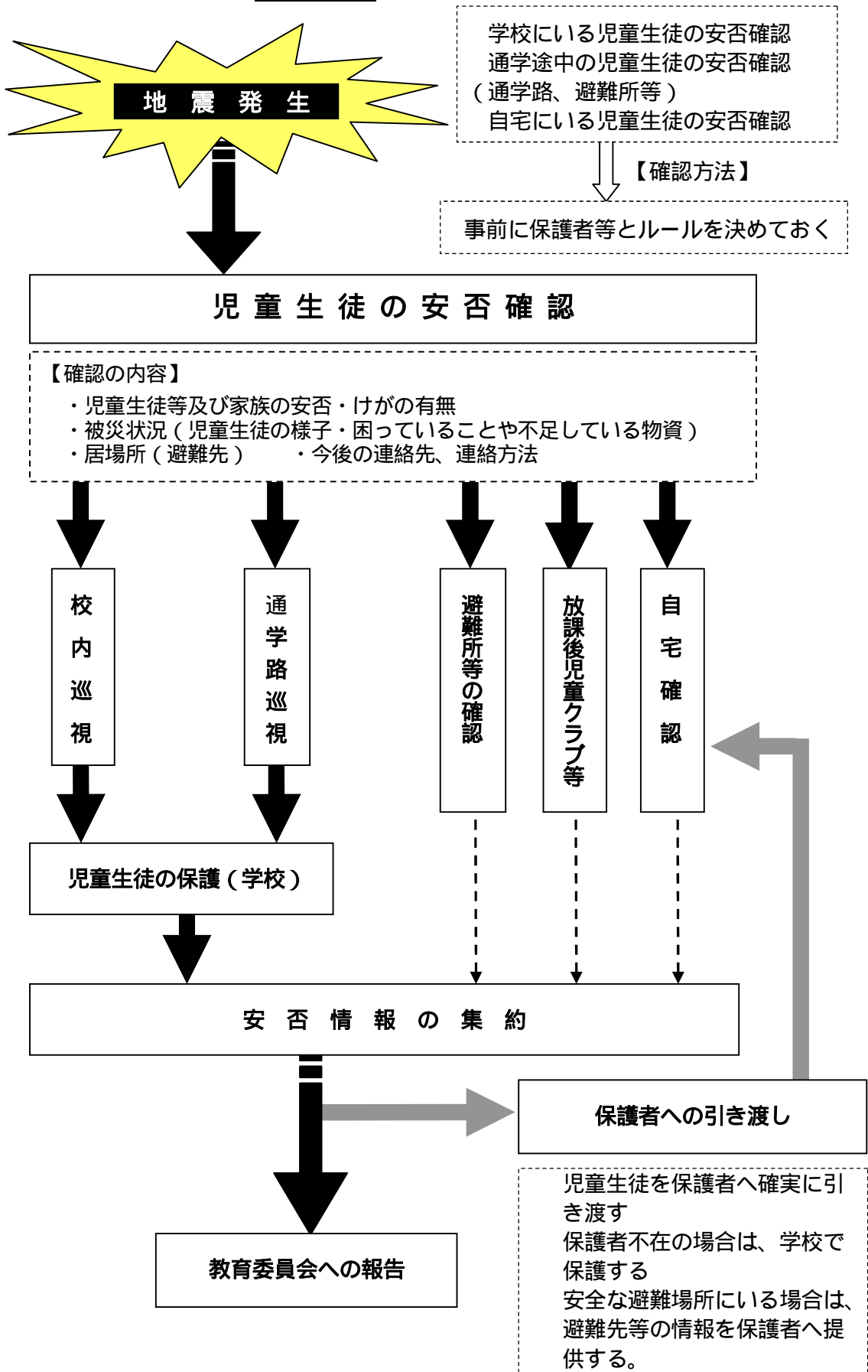
避難後の対応

- ・地震の規模、被害状況等の情報収集
- ・学校または教育委員会へ連絡し、指示を受けて対応
- ・活動地の関係機関との連携
- ・児童生徒の不安に対する対処(状況、今後の対応等の説明)

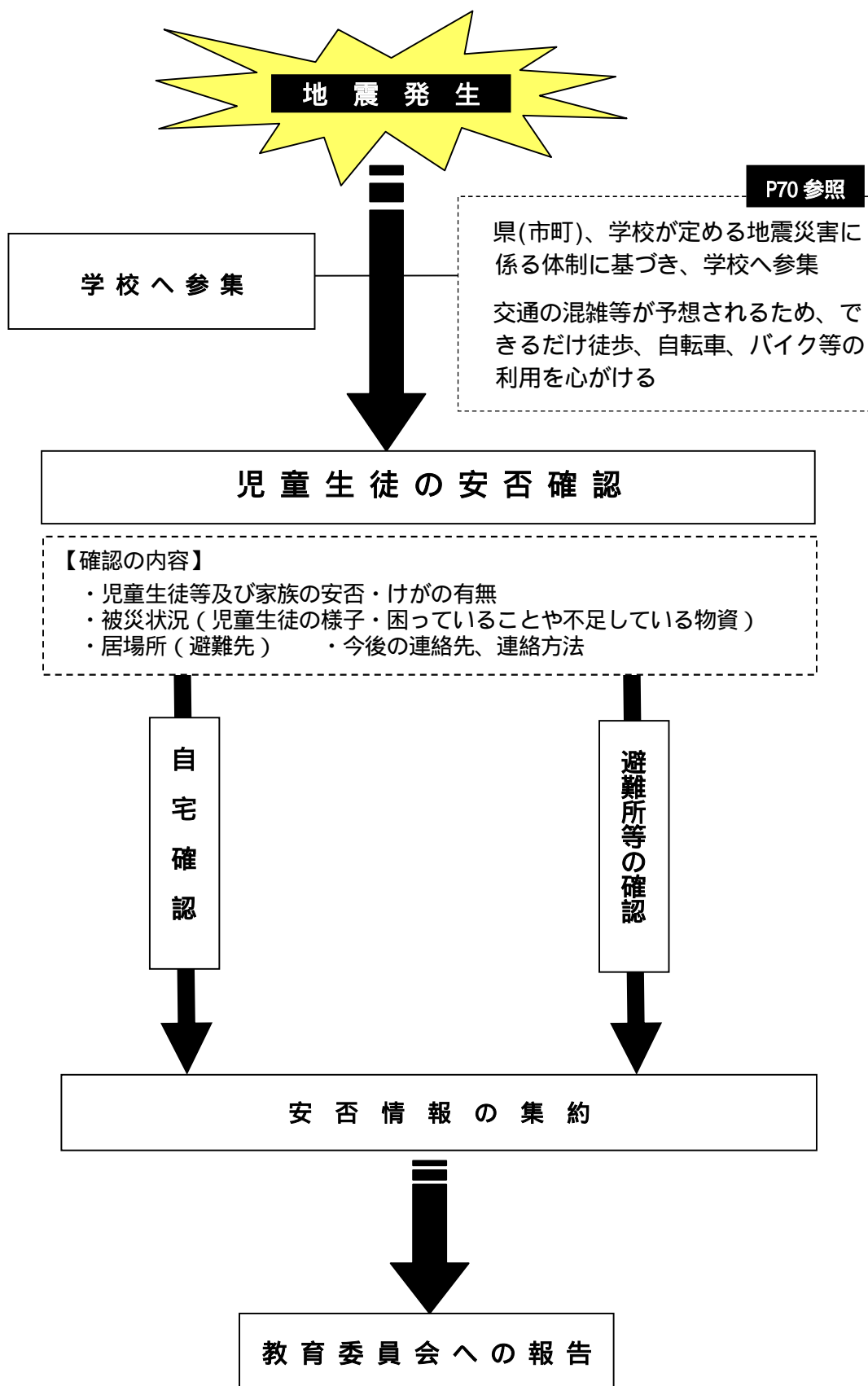
保護者への引き渡し(校外)

引き渡しが可能かどうか判断(二次災害の危険の有無)
学校に戻って引き渡す場合と、現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する
現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りにきてもらう
(方法は、校内の引き渡しと同様にする)

地震発生時の対応 (登下校中 の対応例)



地震発生時の対応 (在宅時 の対応例)



地震発生時の心構え



(ア) まず気持ちを落ち着け 冷静に！

【地震発生0分】

あわてず、大きな揺れに備える。



(イ) 安全確保が最優先！

【地震発生0分～2分】

大きな揺れを感じたら、児童・生徒と自身の安全を確保する。

ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」
場所に素早く身を寄せて安全を確保する。

机の下等に入る。

クッション、本などで頭を保護する。

落下物や転倒物から身を守る。

ロッカーや棚から離れる。

ガラス面から離れる。



(ウ) 火の始末

【地震発生2分～3分】

火を使っていれば、しっかり始末をする。ガスの元栓も切る。



(エ) 周囲の安全確認

【地震発生3分～5分】

児童生徒の安全、周囲の被害状況を確認し、避難可能な出口を確保する。



(オ) 情報収集

【地震発生5分～10分】

すぐ避難せず、地震や津波に関する正確な情報を収集する。



(カ) 避難

【地震発生10分～】

基本行動は「しゃがむ」、「身をかかす」、「頭を守る」(裸足は禁物)



(キ) 避難

【津波発生】

津波に関する正確な情報を収集し、必要に応じて再避難(二次避難場所)を行う。

引き渡しと待機

引き渡しについては、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要である。

(ア) 引き渡しの判断

- ・津波などの限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に対する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや避難行動を促す等の対応も必要である。
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要である。
- ・校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要である。

(イ) 学校に待機させる場合の留意点

- ・近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。
- ・不安を訴える児童生徒等のために心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

(ウ) 引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

(I) 校外で引き渡す場合の流れ

・引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)



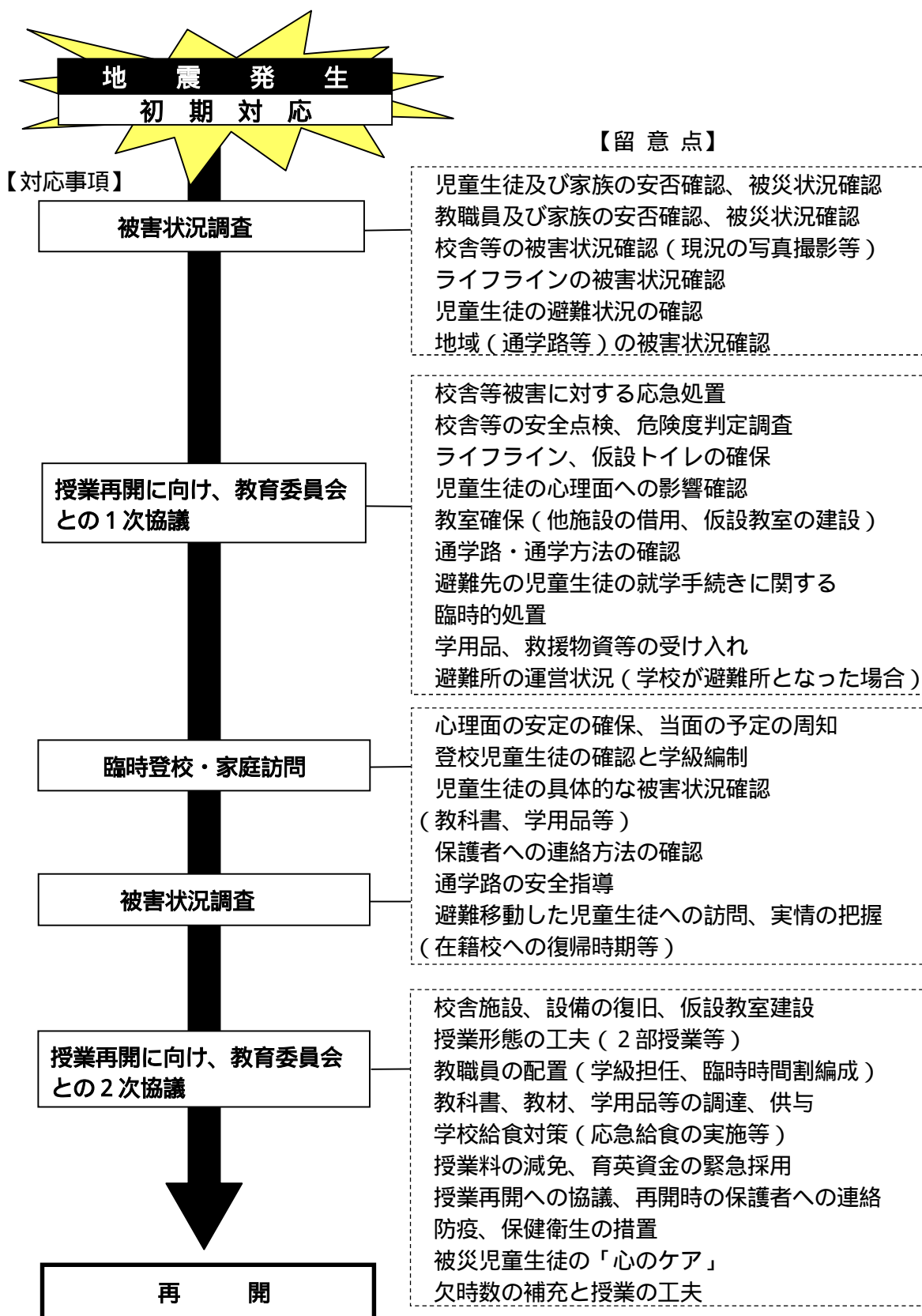
・学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全か判断する。



・現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。
方法は、校内引き渡しと同様にする。

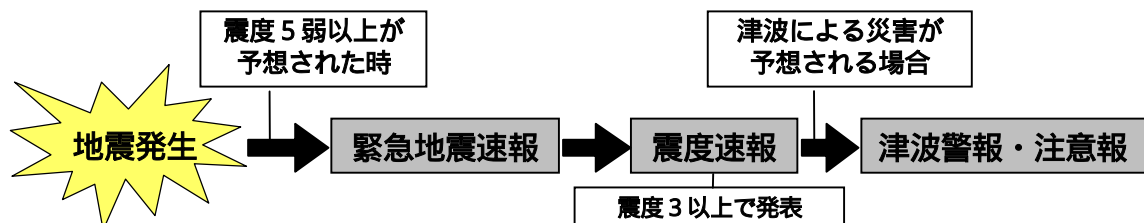
(校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくことよい。)

地震発生時の学校再開に向けた対応



地震及び津波に関する情報

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表しています。



津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されます。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表されます。

	発表基準	予想される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに沿岸部や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。
		10m (5m<高さ 10m)		
		5m (3m<高さ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに沿岸部や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm<高さ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害が少ない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

出典：<気象庁HP>

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。

「津波の高さ」は津波がない場合の海面からの高さです。津波が陸上で崖などを駆け上った高さは、津波の高さの何倍にも達することがあります。

「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると思って、ただちにより高い場所に避難しましょう！

出典：<気象庁 H24.10 発行のリーフレット>

津波発生と伝播のしくみ

(参考：気象庁HP)

津波の発生

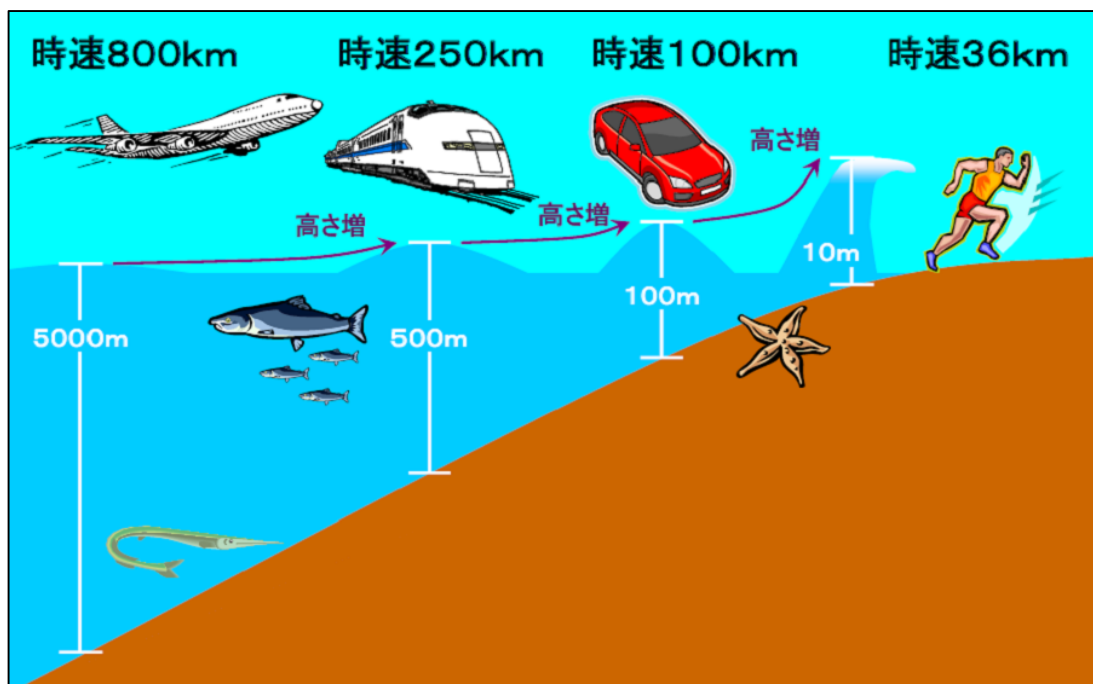
海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

津波の伝わる速さ

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくとつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



(3) 風水害への対応

地震に比べて、台風や低気圧などがもたらす大雨による水害や土砂災害、暴風、高潮などの危険度は、徐々に高まってくる。激しい風雨の中では、屋外での活動や移動が危険となることから、大雨警報、暴風警報等の気象情報を活用し、現象が激しくなる前に児童生徒等の安全を確保すること、川、用水路、崖、海岸などの危険な場所に近付かないことが大切となる。状況によっては、次善の策として安全な建物に留まることや屋内の2階以上に移動することも有効である。

発達した積乱雲がもたらす急な大雨、雷、竜巻等の激しい突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が難しく、台風や低気圧による風水害とは対応が異なる部分がある。発達した積乱雲がもたらす竜巻等突風以外にも、局地的な前線の通過や塵旋風（晴天時に校庭等で見られるつむじ風）などにより、突風が吹くことがある。このため、天気にかかわらず、テントなどの飛ばされやすいものは常にしっかりと固定することが必要である。

大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

初期対応

- ・気象情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。
- ・大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、これら警報が発表される可能性がある場合、また、避難勧告等が発令された場合、注意報・警報の内容、気象情報、気象レーダー等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。
- ・下校時間や方法については、河川等の状況や天候、交通機関の運行状況などを把握し、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど児童生徒等の安全を考え決定する。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意する。
- ・始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。
- ・強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置を行う。

避難

- ・大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難勧告等の連絡があった場合）は、児童生徒等を安全な場所へ避難させる。
- ・すでに道路が浸水しているなど、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動を検討する。

留意点

- ・情報収集に当たっては、大雨、洪水、暴風の各注意報の中で警報の可能性に言及している場合や、時間的余裕を持って警報等が発表される場合があることに留意する。
- ・校外活動を行う場合、出発前に現地の気象情報（天気予報、注意報、警報、都道府県の気象情報等）を確認し、状況によっては、計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずる。

校外活動中の対応

- ・大雨や強風が予想される場合、出発前のみならず現地でも最新の気象情報の入手に努めるとともに、警報等の発表時には、現地の防災関係機関（气象台や市町等）からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き現地の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。
- ・波浪注意報、波浪警報が発表されている状況では海岸での活動は行わない。
また、天気予報で「うねりを伴う」との表現がある場合は、うねりにより浅瀬で急に波が高くなるので注意が必要である。
うねり... 遠くの台風などにより作られた波が伝わってきたもので、滑らかな波面を持ち、波長の長い規則的な波。

災害のおそれがあるときに発表される「警報」「注意報」

< 主な警報の種類 >

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例: 重大な浸水や土砂災害など)
洪水警報	大雨により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例: 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など)
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。 (波浪とは、風に吹かれて起こる波やうねりなど、海面や湖面の波の動きのことです。)
高潮警報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

< 主な注意報の種類 >

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例: 浸水災害や土砂災害など)
洪水注意報	大雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例: 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など)
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例: 交通機関の著しい障害など)
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。

出典： 政府広報オンライン「風水害から身を守るために」

発達した積乱雲がもたらす風水害への対応(雷・竜巻・急な大雨)

竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなどの激しい突風(以下「竜巻等突風」という)や雷は、発達した積乱雲に伴って発生する局所的・突発的な現象であり、場所と時間を特定して事前に予測することは現状では困難である。

これまでも、校舎外での学校行事実施中など、学校管理下における落雷事故が発生している。また、雷や竜巻等突風を発生させるような発達した積乱雲は、急な大雨をもたらすことが多く、小河川や用水路等が急に増水したり一時的に溢れたりすることにより、川原に取り残されたり水に流されたりするなどの事故も発生している。

屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切である。

(ア) 初期対応

- ・テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を入手する。その際、気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意報が発表されていないか確認する。
- ・積乱雲は急に発達することが多いため、雷や竜巻等突風の発生が予測される場合は、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、気象情報を入手して状況把握に努める。
- ・河川敷など川沿いで活動する場合は、急な増水に備えて、すみやかに川から離れられるよう、あらかじめ避難経路を確認する。橋の下での雨宿りは厳禁である。
また、自分のいる場所では雨が降っていなくても、上流の雨で増水することがあることにも注意する必要がある。上流にダムがある場合はダム放流を通知するサイレン等にも注意する。

(イ) 避難

- ・急に厚い雲が広がり周囲が暗くなる、雷鳴が聞こえる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降り出す等の、積乱雲(雷雲)が近づく兆しがあるときは、落雷や竜巻等突風の危険性があるため、児童生徒等をすぐに安全な場所に避難させる必要がある。
- ・落雷の場合、建物の中、自動車、バス、列車等の中等への素早い避難が求められる。
その際、雨が降っていなくても落雷はあること、軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。
また、樹木の下や近くは樹木からの側撃雷のおそれがあるため、絶対に避難先としない。
校庭やプールでの活動、平地でのハイキング等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に退避することが大切である。
雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険があることから安全な場所で待機を続ける。
次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する必要がある。
その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。

- ・竜巻注意情報が発表されたときは、空の様子に注意し、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、早めに安全な建物に移動させる。ろうと状の雲、ジェット機のような轟音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化などは竜巻が間近に迫ったときの特徴である。
竜巻が間近に迫っている時は、近くの丈夫な建物の中に避難する、窓から離れカーテンを閉めるなど直ちに身を守る行動をとるように指導する。
竜巻が発生、または、接近を認知したときには、竜巻を見続けることなく直ちに安全確保の措置を講じる。

(ウ) 竜巻が予想される場合の対処行動

【屋内にいる場合】

- ・窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
- ・雨戸やシャッターを閉じる
- ・地下室や建物の最下階に移動する
- ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- ・部屋の隅やドア、外壁から離れる
- ・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
- ・上着や荷物で頭部を覆う

【屋外にいる場合】

- ・近くの丈夫な建物に避難する
- ・(丈夫な建物がない場合は)近くの水路やくぼみに身を伏せ、頭と首を守る
- ・車庫や物置、プレハブを避難場所にしない
- ・橋や陸橋の下に行かない
- ・飛来物に注意する

【留意点】

- ・1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、側溝や下水、小さな川が激しい流れに変わり溢れることもある。都市部で地表がコンクリートで覆われているような場所では、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨で、地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れることもある。このような短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に待避させる。むやみに外に出ないのが基本である。
- ・休日や登下校時等においても、児童生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風、積乱雲の近づく兆しがある場合のとりべき行動、雷や竜巻等突風の特性、安全な避難場所について、十分理解させておく。
- ・校外活動中は、教職員の指示や人員の把握がしにくい状況であることを考え、早めの避難開始を心がける。また、テントや樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意する。
- ・竜巻注意情報は1時間限りの情報であるが、竜巻が起こりやすい状況が続くときは再度発表される。
- ・下校時刻であっても、児童生徒を校舎内に避難させ、雷雲や竜巻等突風が通過するまで待機させる。

(I) 落雷を回避する方法

【遠くの落雷・急発達した黒雲に注意】

- ・雷鳴が聞こえたら、たとえ遠くであっても避難した方がよい。
雷雲から10km離れた場所に落ちるケースもある。
- ・頭上で急に黒雲が発達したときも要注意！

【低い場所へ、低い姿勢で】

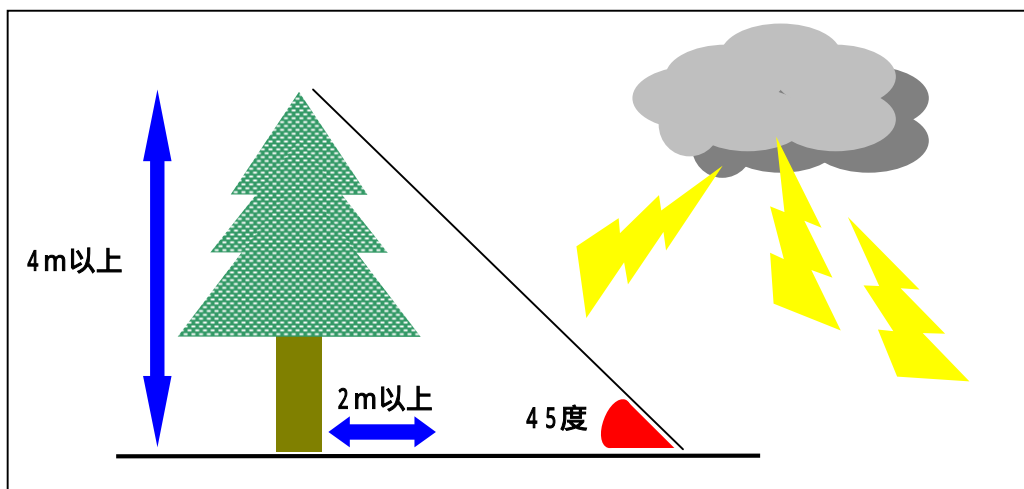
- ・運動場、海岸、山頂など、周囲にさえぎるものが何もない場所では、低い場所を探して（無ければその場で）、身を低くする。（ ）
校舎や体育館、校外ではバス・電車・鉄筋コンクリート建築も可
- ・複数の時は一カ所に集まらず、ばらばらで！

【低い姿勢をとるときは、両足を閉じて】

- ・足を開いていると、一方の脚から胴体を通して他方の脚へと電流が流れて感電する可能性が高くなる。脚は閉じて、身をできる限り小さくして座る。

【4m以上の物体から2m離れて避難する】

- ・側撃（ ）を避けるためにも、4m以上の高い木（電柱等）の根元から2～3mの場所で、一番高い部分を45度の角度で見上げられる場所で低い姿勢をとる。



側撃...落雷を受けた物体から放電を受けること。

【ラケット、クラブ、釣竿、傘等は手放す】

- ・雷は、伝導性に関係なく高く突き出たものに落ちる。金属非金属かどうかは無関係、人体も例外ではない。

(4) 土砂災害への対応

土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混ざり合った土や石が川から流れ出たりすることによって発生する災害である。

土砂災害の主なものとして、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」がある。

土砂災害の特徴と前兆

【土石流】

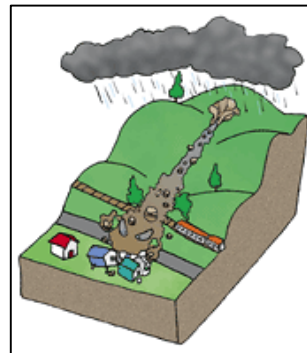
特徴

山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水といっしょになって、津波のようにおそってくるものを、土石流といいます。

その速さは、時速20～40kmとすさまじい勢いであつという間に家や田畑をつぶし、押し流してしまふ。

前兆

- ・「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がある。
- ・川の流れが急に濁る。流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているに、川の水かさが減り始める。



【地すべり】

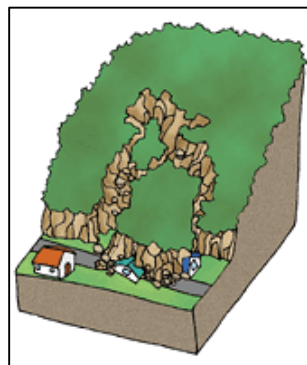
特徴

地下水が粘土等の滑りやすい地層に浸み込んでたまり、そこから上の地面が浮き上がって滑りだす。地すべりの動きは1日に数ミリメートルだが、突然スピードが増すことがある。

家や道路などの広い範囲で被害をもたらす。

前兆

- ・地面にひび割れができた。
- ・地面の一部が落ち込む、または、盛り上がる。
- ・池や沼の水かさが、急にか変わった。
- ・井戸の水が濁った。
- ・斜面から水が噴き出す。



【がけ崩れ】

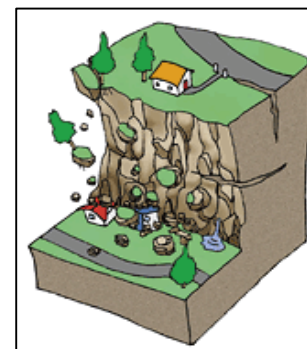
特徴

斜面が突然崩れ落ちる災害で、崩れた土砂は斜面の高さの2倍くらいの距離までとどくことがある。

がけ崩れは、地震や、大雨や長雨で地面に水がしみこんで起きるが、地すべりと違い突然起る。スピードが速いため、早期の避難が必要になる。

前兆

- ・がけから小石がパラパラと落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができた。
- ・がけからの湧き水が濁ってきた。



土砂災害への対応

- (ア) 学校周辺に、県が指定する土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）等がないかを確認しておく。
- (イ) 学校で避難マニュアル等を作成するとともに、「大雨警報」「土砂災害警戒情報」など避難行動の目安となる気象情報の収集に努める。

(5) 火山災害への対応

初期対応

- ・噴火警報等に応じて、また、自治体から発令される避難指示・避難勧告に応じて、児童生徒等の下校又は避難を速やかに検討する。テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集し、噴火警報等の火山防災情報等に基づき、避難開始時期・避難方法を判断する。
- ・火山の噴火等（溶岩流、噴石、火砕流、火山泥流、火山灰、火山ガス等）に伴う災害発生に対しては、教育委員会や関係機関等と連絡を取り合っ、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。

避難

- ・教育活動中に噴火が発生したときには、まず屋内の安全な場所に入るなどの避難行動をとることが必要である。
- ・噴火警報が発表された場合、「警報が必要な範囲」の内側においては、直ちに範囲外に避難することが基本であり、自治体から発令される避難指示・避難勧告に従い適切な避難行動等をとることが必要である。
- ・「警戒が必要な範囲」の外側であっても、風向きによっては遠方までこぶし大の噴石が飛んでくる場合があり、噴火に気づいたら、まずは屋内に退避するなどの行動をとることが必要である。

留意点

- ・登山や温泉地への校外学習などでは、周囲の火山の活動状況や火山ガスの状況を確認する。火山ガスは噴火等の現象が見られなくても噴出している場合があり、登山や冬季の温泉地等で火山ガスによる事故が起こることがある。硫化水素は低濃度では卵の腐ったにおいがあるが、高濃度では臭気を感じなくなるため、において判断するのは危険である。

(6) 原子力災害への対応

学校は、近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。また、学校は、地域の実情等を踏まえて、原子力災害に備えた学校災害対策本部の体制を整備するとともに、災害時の学校内における連絡体制や避難・屋内退避時における教職員の役割分担を明確にしておく。

原子力災害対策重点区域の範囲

区分(区域の範囲)		防護区域
PAZ	予防的防護措置を準備する区域 (原子力発電所から 概ね半径5km圏)	放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル(EAL)に基づき、直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域 (原子力発電所から 概ね半径30km圏)	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL及び環境モニタリングの結果等を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)に基づき、緊急時防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等)を準備する区域。

対象市町(4市4町)

志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市

避難等の基準及び防護対策(原子力災害対策指針に基づく避難等の基準)

PAZ(概ね5km)圏内

志賀原子力発電所の緊急事態のレベル(EAL)に応じて避難等を実施

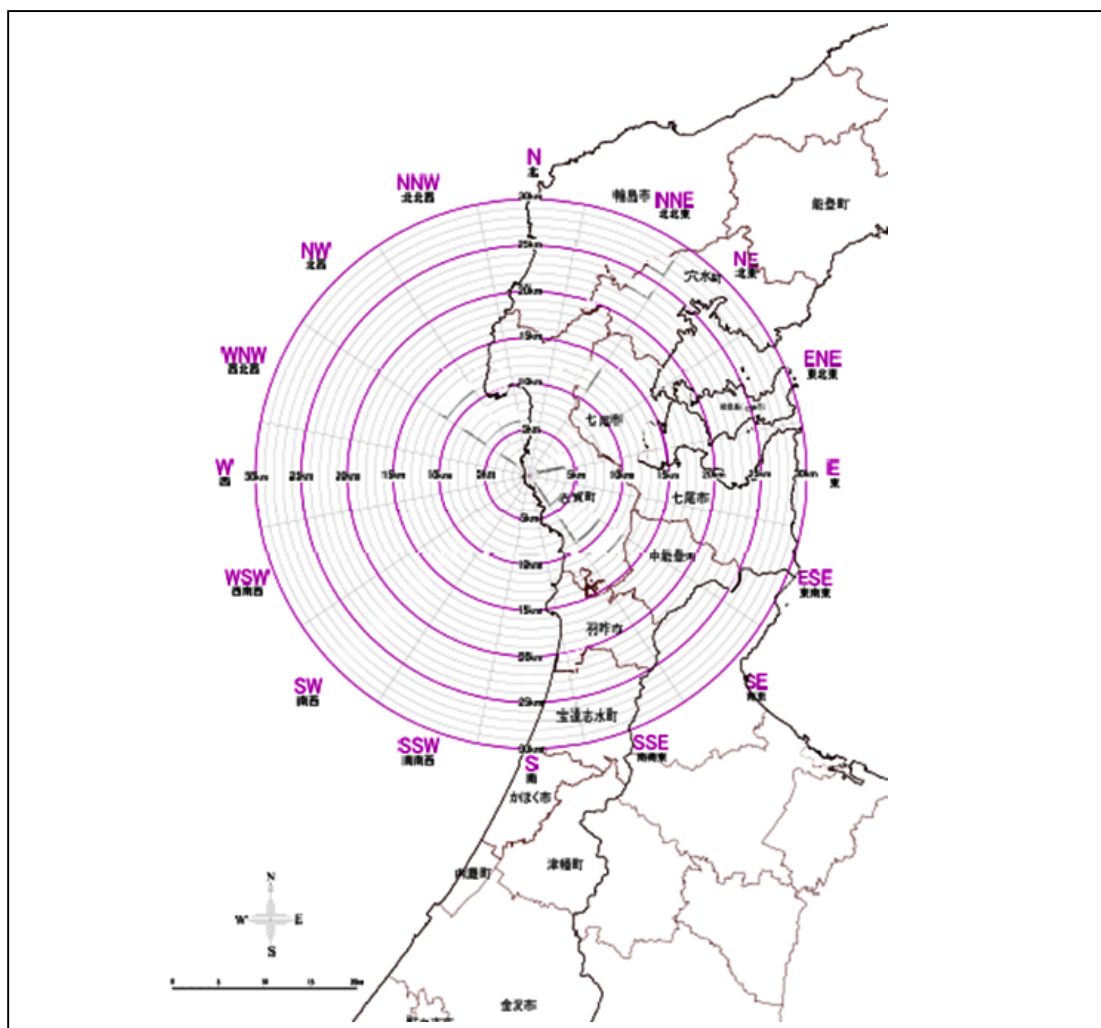
EAL	EALの基準	想定される措置内容
EAL1 (警戒事態)	県内で震度6弱以上 大津波警報発令 など	PAZ圏内の要援護者施設の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)
EAL2 (施設敷地 緊急事態)	原災法第10条の通報基準に達したとき (・原子炉冷却材の漏えい ・全交流電源が5分以上喪失 等)	PAZ圏内の住民等の避難準備、及び 災害時要援護者の避難を実施 (避難先、輸送手段の確保等)
EAL3 (全面 緊急事態)	原災法第15条の原子力緊急事態宣言がな されたとき (・すべての炉心冷却機能の喪失 ・原子炉を停止する全機能の喪失 等)	PAZ圏内の住民の避難を実施

UPZ(概ね5~30km)圏内

緊急時放射線モニタリングの結果を運用上の介入レベル(OIL)の基準に照らし、避難等を実施

OIL	初期値	想定される措置内容
OIL1	毎時 500マイクロシーベルト	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内避難を含む)
OIL2	毎時 20マイクロシーベルト	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施

県内、原子力発電所を中心としたUPZ(30km圏の地域)



出典：<石川県地域防災計画 原子力防災計画編>

災害発生時の情報収集

放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。災害発生時には、国、県、市町などの災害対策本部からの指示や情報を積極的に収集し、対応することが重要である。

併せて、事前に、災害発生時における県や市町などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

情報連絡体制

情報連絡体制	説明
<p>The flowchart illustrates the information communication system. It starts with '事故発生' (Accident Occurrence) in a yellow box. Two arrows labeled '通報' (Notification) point down to '石川県災害対策本部 (石川県庁)' (Ishikawa Prefecture Disaster Response Headquarters (Ishikawa Prefecture Office)) in a green box. A double-headed arrow connects this to 'オフサイトセンター' (Off-site Center) in a green box, which includes '原子力災害合同対策協議会 (国の原子力災害現地対策本部)' and '(県現地災害対策本部)'. Another double-headed arrow connects the Off-site Center to '関係市町 (関係市町災害対策本部)' (Related City/Town (Related City/Town Disaster Response Headquarters)) in a green box. An arrow labeled '指示' (Instruction) points down from the Related City/Town to '学校 (学校災害対策本部)' (School (School Disaster Response Headquarters)) in a green box. From the School, two arrows point down to '屋内退避' (Indoor Evacuation) in a red box, and one arrow points down to '避難' (Evacuation) in a red box.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災管理者（発電所長）は、特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、ただちに、知事・官邸・内閣府・原子力規制委員会・関係市町長、関係機関等に対して「特定事象発生通報」をファクシミリにより一斉に送信する。 ・オフサイトセンターは、原子力災害時に、国、県、関係市町、原子力事業者が一同に会し、災害対策を行う拠点施設である。 ・原子力災害発生時には、原子力災害合同対策協議会を設置し、テレビ会議システム等により情報共有、意思統一を図る。 ・関係市町は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報（児童生徒等含む）等を実施する。 ・学校は、独自の判断での行動を取らずに関係市町災害対策本部からの指示に従って行動すること。 ・なお、必要に応じて県教育委員会から該当する県立学校及び関係市町教育委員会あてに情報提供を行う。 ・屋内退避の場合、関係市町災害対策本部からの指示により、教室等の屋内に退避することにより放射線の防護を図ること。この場合、一般的に遮へい効果や機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内への避難が有効である。 ・学校は、屋内退避の指示が出た場合、生徒等を速やかに教室等に避難させ、すべての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、次の指示が出るまで教室等にて待機させる体制をとる。 ・避難の場合、関係市町災害対策本部から避難指示が出た場合、学校は、避難指示の内容を正確に把握し、指示に基づき速やかに避難行動を開始する。指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる。または、保護者への引き渡し準備を開始し、迎えに来た保護者に生徒等を安全かつ迅速に引き渡せる体制をとる。

適切な避難と留意点

学校は、関係市町対策本部の対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。

屋内退避の場合、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。出入り口にはカーテンを付けて、外気と共に放射性物質が屋内に入らないようにする。さらに、防塵マスク等で放射性物質をできるだけ体内に取り込まないための措置をとる。

避難の際は、関係市町対策本部の指示に従うとともに様々な情報等を活用して、放出された放射性物質から、より遠くに離れる。

特に、5 km圏内、30 km圏内の学校においては、関係市町と情報伝達や避難先、避難手段等について確認し、災害時に適切に対応できるよう避難計画を策定しておく必要がある。また、保護者との間で、原子力災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定め、児童生徒及び保護者に周知しておく。

なお、関係市町対策本部からの指示を受けた際、放射性物質による汚染が懸念される場合には、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等による全身の洗浄が必要な場合もある。また、季節によっては、外気を遮断したことによる室内空気環境(室温、二酸化炭素濃度等)の悪化とそれともなう児童生徒等の体調変化に留意する。

場面に応じた原子力災害への対応

学校は、原子力災害時の学校における児童生徒等の様々な場面を想定した対応策を講じておくとともに、保護者に対しても周知する。

場面	対応例
登校中	・登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞いて、指示に従うよう児童生徒及び保護者に周知徹底を図っておく。
授業中等	・児童生徒が在校中(授業中・休み時間・放課後・部活動中)に原子力災害が発生したときのために、避難・屋内退避のための体制整備を講じておく。
校外活動中	・原子力施設のある地域で、大会参加や校外学習等の活動中に原子力災害が発生したときは、施設管理者や大会本部及びその地域の市町災害対策本部の指示に従って、児童生徒等の安全を確保する。 ・原子力施設のある地域に学校があり、大会参加や校外学習等で他の地域に行っている場合、原子力災害が発生したときは、学校は引率者に連絡をとり、安全な地域に待機させる体制を整える。
休日・夜間	・休業日の活動等で児童生徒等が登校している場合、市町災害対策本部からの指示に従って児童生徒等の安全を確保し、保護者に連絡する。 ・教職員は自宅が屋内退避対象地域でないときは、可能な限り避難所へ向かい、児童生徒等の所在を確認する。

原子力災害が終息したら

	対応例
(1)避難している 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町災害対策本部から避難解除の指示を受ける。 ・解除の指示によって、学校へ戻る準備をさせる。 ・市町が手配する車両等で学校まで移動させる。 (または、自家用車により自宅へ帰る。) ・学校へ戻ったら、児童生徒の把握に努め、副本部長へ報告する。 ・副本長の指示により、児童生徒の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 保護者への引渡し 教職員や保護者の引率による集団や複数による下校 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受けた学校は健康状況を集約し、市町立学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ報告する。
(2)屋内退避して いる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町災害対策本部から屋内退避解除の指示を受ける。 ・副本長の指示により、児童生徒の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 保護者への引渡し 教職員や保護者の引率による集団や複数による下校 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受けた学校は健康状況を集約し、市町立学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ報告する。

放射能に関する基礎知識

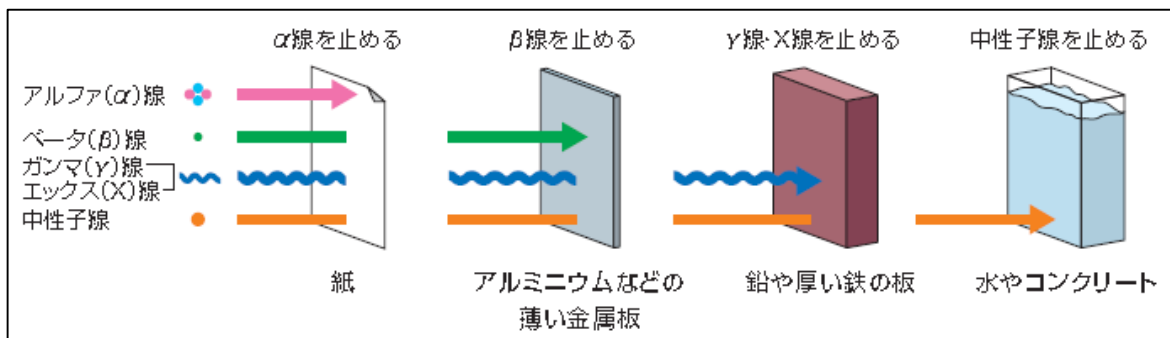
(ア)放射性物質・放射線・放射能とは

- ・**放射性物質** ... 放射線を出す物質、または放射能を持つ物質
- ・**放射線** ... 放射性物質から放出される粒子や電磁波のこと
- ・**放射能** ... 放射線を出す能力

人は、大地や宇宙、食べ物や呼吸によって放射線を受けており、その「自然放射線」の量は年間約2.4ミリシーベルト（世界平均）と言われている。

(イ)放射線の透過力

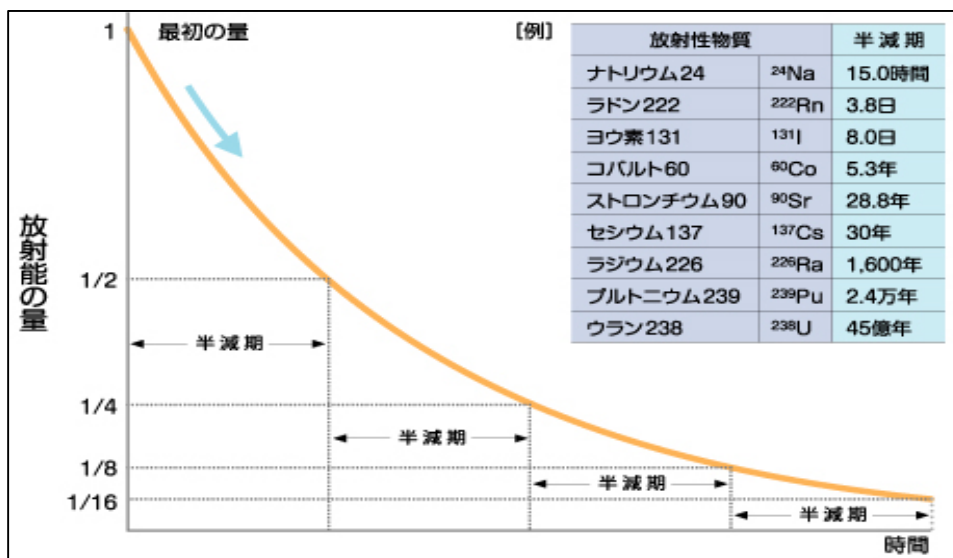
放射線には、アルファ()線、ベータ()線、ガンマ()線、エックス(X)線、中性子線などの種類があり、どれも物質を透過する能力をもっているが、その能力は放射線の種類によって違う。アルファ()線は紙1枚、ベータ()線はアルミニウム板など、材料や厚さを選ぶことにより遮ることができる。放射線を遮ることを遮へいという。



出典： 文部科学省「放射線に関する副読本」H23.10

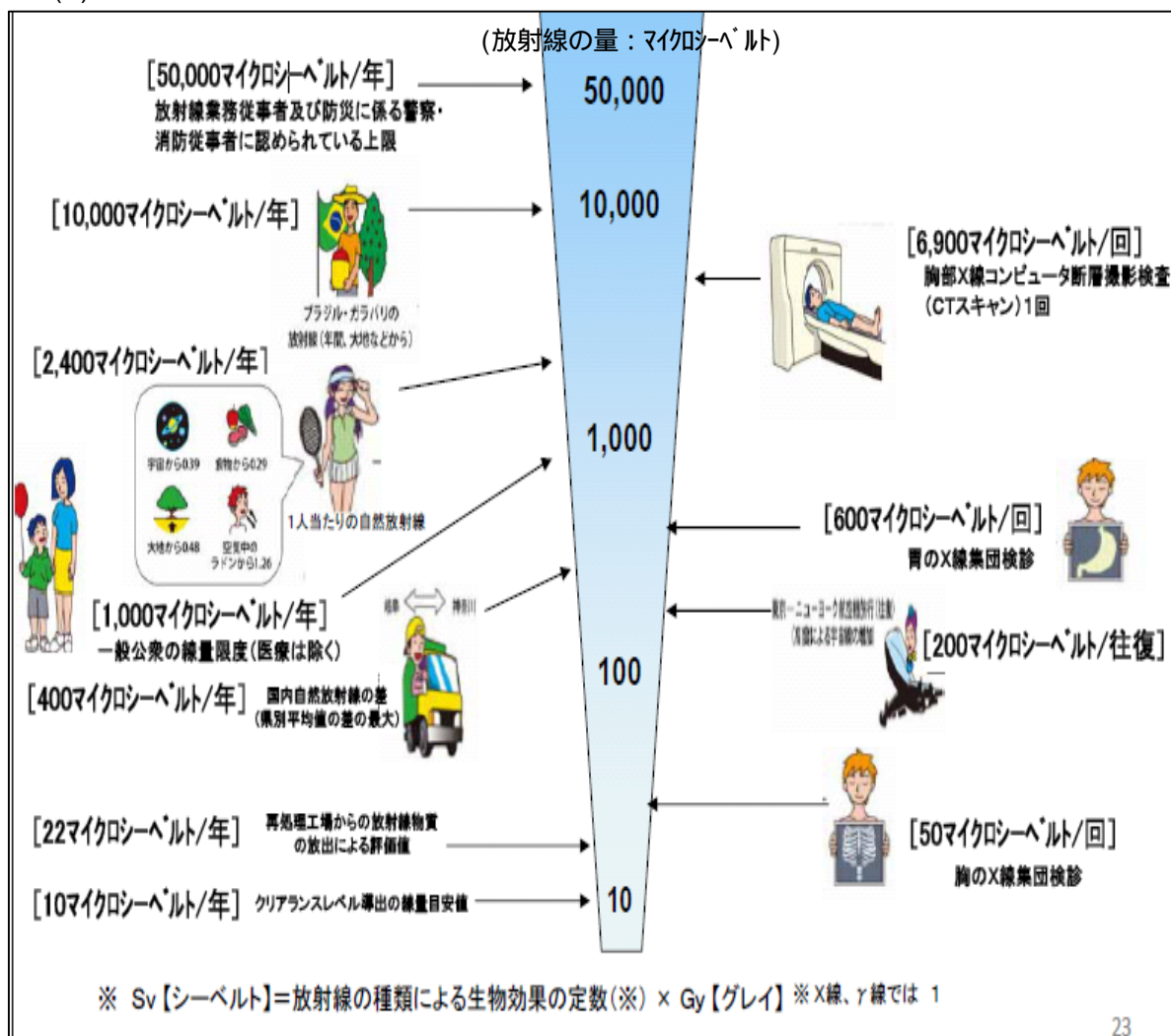
(ウ)放射能の減り方

放射能は、時間の経過とともに減っていくという大きな特徴がある。放射能の量が半分に減るまでの時間を半減期といい、これは放射性物質の種類によって異なる。



出典： 電気事業連合会「原子力・エネルギー」図面集 2010年版

(I) 日常生活と放射線



出典： 文部科学省「放射能を正しく理解するために」

(オ) シーベルトとは

人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位・

$$\left(\begin{array}{l} 1 \text{シーベルト (Sv)} = 1000 \text{ミリシーベルト (mSv)} \\ 1 \text{ミリシーベルト (mSv)} = 1000 \text{マイクロシーベルト (}\mu\text{Sv)} \end{array} \right)$$

4 災害発生後の対応（事後の危機管理）

（1）教育活動の再開に向けた対応

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

児童生徒等、教職員の被災状況把握

- ・ 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- ・ 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

施設・設備等の確保

- ・ 応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。

（ 応急危険度判定士 ）

「応急危険度判定」（地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること）を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

- ・ ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- ・ 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

教育活動再開の決定・連絡

- ・ 教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

教育環境の整備

- ・ 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- ・ 教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- ・ 必要に応じて転出入の手続きを行う。

給食業務の再開

- ・ 施設、設備の安全性を確認する。
- ・ 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- ・ 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

(2) 避難所協力

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。

しかしながら、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定され、さらに、災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるが、避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体、自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくことが必要である。

また、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮のもと避難所の開設に協力するものとする。

児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、または、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。

なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。

東日本大震災では、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった学校は最大で581校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多く見られた。

しかし、学校支援地域本部を設置するなど地域と日頃から連携していた学校では、地域の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒等の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができたという事例も報告されている。

教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス(一例)が考えられる。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておく必要がある。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。

また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。

	災害状況	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; text-align: center;">地震発生</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">地域住民等の学校への避難</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">避難所の開設</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">避難所の管理・運営</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の立ち上がり</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校機能再開のための準備
		<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; text-align: center;">日常生活の回復</div>	

5 特別支援学校・特別支援学級における災害発生時の留意点

災害発生時、特別支援学校・特別支援学級においては、以下のような点についても留意すること。

- ・ 障害のある児童生徒等は、自分の身を守り、避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。
- ・ 学校においては、一人一人の予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要がある。
- ・ 障害種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する。

(1) 障害のある児童生徒等が災害時に陥りやすい支障

障害のある児童生徒等が災害時に陥りやすい支障例	
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 ・ 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ・ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。 ・ また、知的障害のある児童生徒等には、視覚的支援の活用や個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険の認知が難しい場合がある。 ・ 臨機応変な対応が難しく、落下物等などから逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ・ 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 ・ 危険回避しようと慌てて行動することがある。 ・ けがなどをして的所に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある。 (肢体不自由・視覚障害) ・ エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある。 (肢体不自由)
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ・ 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ・ 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

(2) 特別支援学校の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点

事前の危機管理	
体制整備と備蓄	<p>障害特性に応じた災害時の使用物品の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動 避難帯 / 担架や代用品(毛布等) / 車椅子 / 避難車 / 誘導ロープ / メガホン / 絵カード 等 ・ 避難生活 [食事・排せつ・睡眠・コミュニケーション] マッシャー・調理ばさみ・とろみ剤 / 紙おむつ・おしり拭き・ビニール袋・手袋 / アルコール / 筆談ボード / ラジオ 等

	<p>医療ニーズに応じた使用物品と備蓄品の例（生命維持）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズ <ul style="list-style-type: none"> 呼吸管理（気管切開等）／経管栄養／アレルギー／てんかん（坐薬）／体温管理／服薬 等 ・使用物品 <ul style="list-style-type: none"> 学校生活管理指導表／吸引・経管等の医療機器や医療器具／医療機器のバッテリー／毛布やカイロ・防寒着／扇風機／医療機関の指示書／発電機（複数台）と燃料／災害時預かり薬（3日分以上）／簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用）等 ・備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> アレルギー対応食品／服薬のための水・コップ・ストロー／アルコール 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>生命維持に電源が必要な場合は、発電機を複数台用意して故障等に備える。 訪問教育のスクーリングで登校する児童生徒等の必要物品を備蓄する。 栄養士は備蓄食料を使った数日分の献立を作成してみる。</p> </div> <p>個人用の必要物品のリュック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人用食料／安心グッズ／医療器具等／紙おむつ等／防寒着等／補聴器用ボタン電池 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>アレルギーや食のこだわりなどがある場合は食べられるものをリュックに詰める。 その他、避難生活に必要な物品をリュックにまとめて携行できるように準備すると、避難時に活用することができる。リュックの内容は定期的に点検する。</p> </div> <p>登下校中の地震発生や地震後の通信障害など様々な状況を想定した準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の通学経路（登下校）と時間の目安（経路上の避難場所や交番等） ・津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの時間ごとの避難場所・経路 ・通信手段の途絶に備えた地区別担当者の設定：安否確認／学校からの連絡事項の伝達 ・災害用児童生徒等名簿：緊急連絡先／自宅以外の避難予定先（複数）／放課後ケア等の利用状況 <p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の発災時の探索保護の依頼。 ・訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合い。 ・居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加の奨励（地域のネットワークづくり） <p style="margin-left: 40px;">居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながる。</p> <p>登下校中の二次対応等について関係者間で共通理解を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学バスの二次対応や引き渡し（通学バス業者・保護者） ・登下校中の自力通学生生の保護や緊急時の行動についての教育（保護者・生徒） <p>関係機関との事前の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係医療機関（隣接する医療機関との連携）／通学バス業者／福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援等）／寄宿舍／訪問指導先施設等
<p>施設設備等の点検</p>	<p>障害の状態等に応じた施設設備の点検</p>
<p>避難訓練</p>	<p>実際の災害時に近い状況で訓練を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電／エレベーター利用不可／緊急地震速報／津波等の二次災害の発生と避難／備蓄食料の試食 <p>発電機を使った医療機器等の試運転</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>発電機等の点検にもなり、実際の震災場面での練習にもなる。</p> </div>

発生時の危機管理	
初期対応 二次対応	<p>視覚的支援の活用や簡潔な言葉や手話などで今の状況(地震発生)の理解とこれからの見通しを持たせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの見通し(保護者迎えまでみんなと過ごす、 に避難する、余震があります等) ・避難時の指示は肯定形で(押さない ゆっくり、かけない 歩きます等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>避難訓練で見通しを持たせるための絵カード等の視覚的支援の活用、肯定形の指示などを用いて練習することが災害時にも生きてくる。 避難訓練を繰り返し実施することで、災害が起こったときにも見通しを持って行動できるようになる。</p> </div>

事後の危機管理	
引き渡しと待機	<p>学校避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状況(パニックの有無、健康状態等)や自宅の被災状況、避難所の状況によっては、保護者に引き渡した後そのまま学校に待機させることも検討する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>自校の児童生徒等や家族が、学校に避難してくる状況も考えられる</p> </div>
安否確認	<p>通学経路での自力通学児童生徒等の安否確認・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学時間中の発災の場合、各経路に教職員を派遣し、通学経路に沿って生徒を探索し、保護する。
避難所協力	<p>児童生徒等のある避難所等への巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に指定される場合には、避難所のスタッフや周囲の避難者への協力要請：障害特性/支援方法/別室対応の必要性等 <p>避難所の開設への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等)についての情報やアドバイスを地域及び関係市町からあらかじめ得ておく。
心のケア 学校再開前	<p>家庭訪問と臨機応変な登校指導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒等の状況を把握し、心のケア等の支援を行うことが考えられる。家庭の状況によっては学校等の支援が必要になるケースも考えらる。学校再開まで時間がかかる場合には、臨機応変に登校可能日を設け、NPO等の支援者の力を借りるなどして学校で過ごす時間を確保することも検討する。</p> <p>東日本大震災では、震災後の避難生活で特別支援学校の児童生徒等に自傷・他傷、不眠などのストレス症状が見られたが、学校再開と共にそれらの症状の多くがなくなったという報告もある。</p> </div>
心のケア 学校再開後	<p>安心・安全な生活環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒等に対しては、以下のような対応が考えられる。 <p>ストレスの要因の低減：イヤーマフ/ついたて等</p>

6 災害発生時の通信手段の確保

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話輻輳）が続くことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておくことが必要である。

（1）被災地から被災地外への通話

災害時は、被災地への電話がつながりにくくなるため、被災地から被災地外へ、安否情報などの必要な報告をすることが望ましい。

（2）電子メールの活用

電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備しておくことが必要である。

その際、保護者、職員、関係団体の担当者のメールアドレス等を事前に登録しておくことが望ましい。

（3）公衆電話は災害時優先電話

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般回線の使用が制限されるが、公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

ただし、近年は携帯電話の普及によって公衆電話の数が減っているため、事前に学校周辺にある公衆電話の場所を再確認しておくことが大切である。

（4）NTTが災害発生時に提供するサービス

NTTは災害時に回線が混乱する状況の緩和を図るため、震度6弱以上の地震発生時に以下のサービスを提供している。

（ サービスの紹介 <http://www.ntt.co.jp/saitai/index.html> ）

災害用伝言ダイヤル「171」

～被災地内の電話番号をキーにして、安否情報等を音声により伝達するサービス～



被災地域A学校の電話番号が076-123-4567の場合

【差出人】電話番号をキーに伝言を録音

171 + 1 + 076-1234567

【受取人】電話番号をキーに伝言を再生

171 + 2 + 076-1234567

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

～インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス～



【登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録。

【閲覧】 <https://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧。

災害用伝言板サービス(NTT「iモード」の場合)

～携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を確認できるサービス～



【登録】iMenuのトップに表示される「災害用安否確認」を選択。「災害用伝言板」の「安否の登録」を選択。状態(「無事です。」)等を選択。任意で100文字以内のコメントが入力可。コメントのみも可能。「登録」で伝言板への登録が完了。

【メッセージの確認】iMenuのトップに表示される「災害用安否確認」を選択。「災害用伝言板」の「安否の確認」を選択。

安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して「検索」を押す。

～ 参 考 ～

災害時でなくても、以下の日に「災害用伝言ダイヤル」が体験(練習)できる。

毎月1日と15日 正月三が日 防災週間(8月30～9月5日)

防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)



SoftBank でも、同様のサービスを提供している。

第3節 災害安全に関する評価

1 防災教育の評価の観点と内容

	評価の観点	評価の内容
1	防災教育に関する指導計画の評価	<p>防災教育を進めるための全校的な指導体制が確立されているか。</p> <p>防災教育の特質を踏まえ、指導のねらいが明確になっているか。</p> <p>防災教育を充実させるための指導時間が確保されているか。</p> <p>各教科における防災教育にかかわる指導内容と学級（ホームルーム）活動や学校行事等における防災教育との有機的な関連が図られ、指導の成果が一層高められるように工夫されているか。</p> <p>児童生徒等の行動や災害・事故の実態、地域の特性等に即して防災教育に関する適切で具体的な内容を取り上げているか。</p> <p>指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。</p> <p>障害のある児童生徒等に対して適切な配慮がなされているか。</p> <p>家庭・地域や関係機関・団体等との有機的な連携が図られているか。</p>
2	指導方法や指導過程の評価	<p>防災に関する知識の理解にとどまらず、児童生徒等が日常生活における様々な危険を予測し、的確な判断の下に安全に行動できるようにするために指導方法が工夫されているか。</p> <p>児童生徒等の防災意識や行動の実態に即して、ねらいを明確にするとともに、指導内容の精選や重点的な取り扱いなどの工夫をしているか。</p> <p>指導の効果を高めるために、ビデオ、DVDやICT教材等を利用するなど、視聴覚教材等の活用について工夫されているか。</p> <p>防災に関する体験学習や避難訓練などを指導過程の中に適切に位置付けるなど、主体的な学習となるよう工夫されているか。</p> <p>児童生徒等の自主的、実践的な活動を助長し、自らの安全を守るのみならず、進んで他の人々や地域に対して役立つことができるような態度、能力を養えるよう指導方法を工夫しているか。</p> <p>児童生徒等の自己評価・相互評価を積極的に取り入れ、児童生徒等が主体的に自己の行動を反省し、安全な行動ができるよう指導方法を工夫しているか。</p> <p>児童生徒等の行動特性に即して、個に応じた行動目標を設定できるよう工夫されているか。</p> <p>家庭や地域社会との連携・協力を図り、児童生徒等に自分の地域の自然環境や過去の災害の特性、地域防災の仕組み等について理解を深めさせるような工夫をしているか。</p>
3	指導の成果の評価	<p>児童生徒等が日常生活を安全に営むために災害発生時の事故原因、安全な行動の仕方を理解して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようになったか。</p> <p>児童生徒等が災害発生時の様々な危険を予測して、的確に判断して安全に行動できるようになったか。</p> <p>児童生徒等が自分のみならず、幼児、高齢者、障害のある人など他の人の安全を考えて行動できるようになったか。</p> <p>児童生徒等が学校、家庭及び地域社会の安全に進んで協力し貢献できるようになったか。</p>

2 地震・津波災害に備えたチェック項目（例）

	チェック項目	Check
施設 設備	施設設備や器具等の転倒防止対策を行っている	
	天井、照明器具等の非構造部材の耐震対策及び点検を実施している	
	ガラスの飛散対策等を行っている（窓ガラス、棚等）	
	危険性の高い薬品類の砂箱等へ収納や、破損防止等の対策をとっている	
	電気・ガス器具の発火防止策をとっている	
	防災の視点からの安全点検を実施している	
	消火器や避難誘導の設備点検を実施している	
	避難の妨げとなる障害物を除去してある	
組織 体制	学校防災組織や教職員の役割（班）が明確になっている	
	役割（班）ごとに、事前に準備や確認する内容の一覧表を作成している	
	地震発生後の動員体制や配備体制が教職員に周知されている	
	学校周辺の避難場所や留意事項が教職員に周知されている	
	学校生活時、校外活動時等のケース別の避難誘導體制が明確になっている	
	学校の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、状況に応じた避難場所や経路を複数決めている	
	学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知している	
教育 訓練	定期的な避難訓練を計画している	
	児童生徒への防災教育（地震・津波）を計画している	
	地域と連携した地震防災訓練を計画している	
	登下校中に地震、津波が発生した場合の避難の仕方について児童生徒に指導している	
書類	重要書類や児童生徒の名簿、連絡先が直ぐに持ち出せる体制が整っている	
	児童生徒の連絡先カードを作成している	
	保護者へ児童生徒を引き渡す際のチェック表を作成している	
	設備の日常点検表を作成している	
児童 生徒 保護者	安全が確認された場合に、児童生徒等を引き渡す方法などについて保護者に周知している	
	学校は保護者・児童生徒との連絡体制を整備している （可能な限り保護者や生徒の携帯メールアドレスを把握しておく等）	
	電話が使えない場合、保護者は学校へ児童・生徒の安否を知らせる方法を理解している	
	学校は児童生徒の通学路・通学方法を把握している （通学途中に地震が発生した場合、原則は帰宅、学校に近い場合は学校に避難）	
	自宅が倒壊した場合の集合場所を家族で共通理解している	
その他	関係機関との連絡体制を整備している	
	津波災害対策をとっている（海岸付近の学校）	
	土砂災害対策をとっている（山間部の学校）	

3 原子力災害に備えたチェック項目（例）

	チェック項目	担当者 (例示)	
施設・設備	災害時の情報を得る、防災行政無線、ラジオ、テレビ等を備えている	教頭 安全担当	
	災害時に必要な物品（トランシーバー、ハンドマイク、懐中電灯、救急箱、毛布等）を備えている	教頭 安全担当	
	災害時に避難の妨げとなる障害物を廊下、階段、非常口から撤去してある	教頭 安全担当	
組織・体制	市町の防災担当者と連絡をとり、情報伝達や避難先、避難手段等について確認している	校長	
	災害時に備えた学校災害対策本部の体制を整備し、教職員の役割分担を明確にしている	校長 教頭	
	災害時における児童生徒、教職員、保護者への緊急連絡網を作成している	安全担当	
	保護者に対して、災害時における学校の対応策や子どもの引き渡し方法等について周知している	安全担当	
	災害時（屋内退避）の校内における避難誘導経路を定め、学校防災マニュアルに明記している	校長 安全担当	
	災害時（避難）の避難場所、避難経路を定め、学校防災マニュアルに明記している	校長 安全担当	
教育・訓練	災害発生時に備えた避難訓練等を行っている	保健主事 安全担当	
	原子力防災教育を行っている	保健主事 安全担当	
その他	避難所に指定されている学校は、避難者の使用場所や留意事項について教職員が周知している	校長 教頭	
	避難所に指定されている学校は、避難時の住民の受け入れ方法等について市町や自主防災組織の代表と協議している	校長 教頭	
書類	原子力災害に備えた学校安全計画 原子力災害への対応を明記した学校防災マニュアル	保健主事 安全担当	

